



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 6 2 2 号 令和 5 年 8 月 2 9 日発行

目次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 9 7	道路の区域を変更する件	道路整備課
3 9 8	道路の供用を開始する件	同

徳島県告示第三百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和五年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年八月二十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

1 2		整理 番号	路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
鳴門池田				板野郡上板町引野字竹重 三七番一地先から 同 三〇番四地先まで	同 板野郡上板町引野字竹重 三七番一地先から 同 二九番一地先まで	旧	一一・〇〇 〇二二・四	四四・〇
				新	同 二二・八〇 〇二二・九		一一・八〇 〇二二・九	四四・〇

徳島県告示第三百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和五年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年八月二十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
271	栗山殿野	三好市山城町栗山字とどろ同 所一九〇番一―地先から 同 一九〇番一―地先まで	七六・〇	令和五年八月二十九日